平成２２年（フ）第７９４号
栃木県宇都宮市戸祭３丁目４番15号　宇都宮プラザＤ1202、前住所栃木県宇都宮市戸祭３丁目４番15号　宇都宮プラザＤ310号室
債務者　髙山　英二
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５１号
栃木県大田原市若草１丁目1350番地　藤原アパート寿号
債務者　矢板　鈴子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５５号
栃木県宇都宮市下荒針町3393番地24
債務者　諏訪　純一
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５６号
栃木県宇都宮市下荒針町3393番地24
債務者　諏訪優美子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５９号
栃木県宇都宮市新里町丁1119番地162
債務者　小山内由紀子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６８号
栃木県宇都宮市野沢町81番地１
債務者　矢口　すみ
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２６０号
横浜市戸塚区戸塚町819番地
債務者　渡辺栄二こと　渡邉　榮二
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５２号
岡山市東区古都宿119番地　Ｂ
債務者　藤本　裕之
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８２号
岡山市中区赤坂南新町３番13号
債務者　高森アヱ子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５０号
岡山市中区平井６丁目４―24　リバーサイド87　305号室、住民票上の住所広島県福山市神辺町大字川南1036番地１
債務者　岩佐　健治
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１号
長野県佐久市野沢126番地12
債務者　坂井　武雄
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第６４９号
栃木県宇都宮市上大塚町143番地23
債務者　小野みゆき
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７０号
栃木県宇都宮市上田原町346番地２、住民票上の住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1417番地２
債務者　川又　克美
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７０号
広島市中区住吉町８番３―603号、申立時の住所岡山市北区平野551番地１　シンフォニー12　207号室
債務者　栗栖　夕子（旧姓板橋）
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３６号
岡山県倉敷市児島阿津２丁目４番８号　エスポワール山手202
債務者　山本　　治
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８号
熊本県八代市二見洲口町1713番地
債務者　山下奈緒美
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部